

| 補助金名称                                | 予算額    | 執行額    | 執行率    |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|
| 11 豊洲市場に移転する市場業者への利子補給事業（移転資金）       | 27,008 | 25,811 | 95.6%  |
| 12 豊洲市場移転における市場業者への移転後利子補給事業         | 19,994 | 18,912 | 94.6%  |
| 13 豊洲市場移転における組合転貸融資事業に係る利子補給事業       | 1,919  | 1,918  | 100.0% |
| 14 豊洲市場に移転する市場業者への利子補給事業（移転前経営安定化資金） | 116    | 79     | 68.4%  |
| 15 省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金             | 24,000 | 1,825  | 7.6%   |
| 16 生体（豚）集荷促進事業経費補助金                  | 10,000 | 10,000 | 100.0% |
| 17 みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金            | 4,915  | 1,107  | 22.5%  |
| 18 東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金         | 2,500  | 656    | 26.2%  |

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 補助金の執行状況について

予算の執行率について、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行ったところ、特に執行率の低い補助金については、以下のとおりであった（小見出しカッコ内は令和4年度の執行率）。

a 省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金（7.6%）

ヒアリングの結果、補助対象物の単価が低かったことが執行率の低くなった大きな要因とのことであった。なお、令和5年度は、令和4年度と同額が予算計上されているが、令和5年度は、同補助金をより多くの事業者に活用してもらえるよう補助率を見直したことや積極的な広報活動に加え、大型の補助対象物が製品市場に導入されていること、一部のメーカーにおいて、令和6年度までに取り扱う全ての業務用冷蔵庫をノンフロン化するという計画があると聞いていることから、執行率は向上する見込みとのことであった。

b 豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る損失補助（8.2%）

当該補助金は、倒産などにより民間融資が返済できなくなった際に、その融資者に対し都が損失補填するものであり、返済不能の件数・金額により大きく執行率は変動するものである。ヒアリングの結果、予算額は損失補助の対象とする融

資事業の利用者数等を踏まえて、損失補助の案件が生じた際に、金融機関に対して、不足なく補助を実行できるよう算出し、計上しているとのことであった。

c みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金（22.5%）

当該補助金は、食文化等の推進に資する事業等、東京都中央卸売市場の公益性を高めるための事業を支援するものであり、新型コロナウイルスの蔓延によりイベント開催が控えられたことが執行率の低かった主な要因とのことであった。新型コロナウイルス感染症の落ち着きにより、今後は執行率が上昇する見込みとのことであった。

d 東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金（26.2%）

当該補助金は、令和4年度はリース費用の補助2件にとどまっており、購入費用補助があった平成28年度の250万円執行以降は、令和4年度を下回る水準の執行しかないとのことであった。ヒアリングの結果、毎年、250万円の新規購入補助を可能とするため、当該補助金の交付要綱では、購入の場合の補助限度額を1台当たり250万円としているが、リース費用の補助が継続的にある中、予算額250万円では購入の補助限度額までは交付できない予算となっていた。

e 地方卸売市場地域貢献事業補助（28.0%）

過去5か年にわたり予算額に大きな変更はなく、執行率は最大で平成30年度の46%となっている。当該補助金は、学校などの市場見学などに補助するものであり、新型コロナウイルスの蔓延により執行率が下がっていたものであり、今後は執行率が増加することを見込んでいるとのことであった。

f 環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金（28.9%）

当該補助金は、環境に配慮した先進的市場である豊洲市場に適合した環境負荷低減及び省エネルギー等に対応する設備の導入を促進するための補助金である。過去5か年は予算額が減少しており、執行率は平成30年度の53%を最大に、それ以降は低下傾向にある。

（意見2-1）執行状況を反映した予算の見積りについて

補助金の予算額に対する執行率を確認したところ、執行率が20%～30%台と、他の補助金に比べ相対的に低いものが存在していた。執行率が低い要因は補助金により異なるものの、執行率が低い補助金については、当初予算策定の段階で、市場業者との経営相談等のコミュニケーションを通じて、現行の補助金制度に対する申請の意向や、潜在的に補助を受けたい事業は何かといった需要を聴き

取り、より効果的な予算額の見積りができるよう検討されたい。

（意見２－２）適切な補助予算額の設定について

東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金は、設備の新規購入代金又は新規リース料を補助対象としている。補助限度額を 250 万円と設定しているが、これは単年度で最大 250 万円の購入補助を想定したものである。令和 4 年度の執行状況は 65 万 6 千円、26.2%の執行率であり、執行額の全額がリース料に係るもので、令和 5 年度以降も引き続き交付が予定される案件に係るものである。

この点、予算の一部がリース料補助として継続的に執行されているため、要綱で定める単年度 250 万円の購入補助ができない状況となっている。

予算額の見直しなどにより、補助金交付要綱と予算額の整合を図られたい。

（イ）低執行率の要因分析について

執行率が 50%を下回る補助金があることについて、都では要因をどのように分析しているか質問したところ、市場業者とのコミュニケーションを通じて得られた情報を踏まえ、市場業者の認知不足が一因と考えている旨の回答を得た。この点、都では執行率向上のために、業者に對して申請を促進するためのチラシの配布など周知活動を行っている。

また、都では、経営セミナーの受講者を対象としたアンケートや経営アドバイザーの場において、補助金申請のきっかけ等について聞き取りによるアンケートを実施し、配布チラシのデザインの更新や各場の担当者からの周知、業界団体から個社への周知依頼に加えて、専門家とともに各場を定期的に訪問し、相談対応を行う場において、経営支援策の紹介を行うなどのブッシュ型経営支援策を周知する取組を行っている。一方で、周知活動の有効性評価という点では、周知活動が実際にどの程度、補助金申請に結び付いたのか、どのような周知方法であれば知る機会が得られたのかといった、より広範な情報収集と検証を行う余地があるように見受けられた。

（意見２－３）市場業者への補助金制度の周知活動の有効性評価について

補助金のうち、中央卸売市場経営強化推進事業補助金は、市場取引の活性化に資するべく、他の補助金制度と比較しても予算額が多額であり、都としても市場業者の需要に応えられるよう、幅広い事業への補助を対象としたものである。一方で、補助金は予算を十分に活用することがその目的達成に資すると考えられるが、令和 4 年度の予算額 500,000 千円に対し執行額は 222,219 千円（執行率 44.4%）と、執行残が相当程度発生している状況にある。

都では、市場業者とのコミュニケーションも踏まえて、執行未達の一因を周知不足と評価し、定期訪問時における市場業者への補助金制度の紹介や、市場業者組合へチラシを配布する等の周知活動を行っている。

また、都では、経営セミナーや経営アドバイザーといった業者とのコミュニケーションの場において、補助金申請のきっかけ等について聞き取りによるアンケートを実施し、チラシのデザインの見直し等を行っている。一方で、周知活動の有効性評価という点では、周知活動が実際にどの程度、補助金申請に結び付いたのか、どのような周知方法であれば知る機会が得られたのかといった、より広範な情報収集と検証を行う余地があるように見受けられた。

周知活動の有効性が十分に評価されないと、効果の低い活動を続けてしまうリスクが生じ、市場業者も補助金制度を十分に認知することなく、経営課題を解消することが困難となる状況が想定される。そこで、周知活動の有効性の評価を行い、活動内容を見直すことで、ＰＤＣＡサイクルを回すことが必要と考えられる。

周知活動の有効性評価の方法として、より広範な情報収集を行い、例えば、申請数について市場別、業者別、取扱品目別等で比較した結果、周知が不足していると思われる領域がないか分析を行うといった方法も考えられる。

そのようにして得られた有効性評価の結果によつては、現行の周知活動をより効果的なものに見直し得る情報が入手できると考えられるため、実施を検討されたい。

（ウ）経営相談等を通じての補助金ニーズの把握について

補助金制度の見直しを行っているかについて質問をしたところ、市場業者とのコミュニケーションの過程で、各事業者の経営課題や、どのような事業に関心があるかといった情報を得ており、予算策定の段階で内容を見直しているとの回答を得た。経営相談等における相談は市場業者のニーズを把握し、より有効な補助金の内容とするのに有益な機会であり、実際に令和 4 年度では、市場ＤＸ化に向けた補助金制度を創設する等の反映がなされている。

都では、補助金制度に係る相談対応結果を一覧表にまとめているが、記載されている情報は、日付や、相談が補助金に関するものかといった項目のみであり、個々の相談内容については個別の記録を確認する必要があった。一覧表だけでは、実際に補助金制度を活用した取組の内容や金額が確認できない状況にあり、より効果的かつ効率的な見直しが行える余地があると考えられる。

（意見２－４）経営相談等の結果の補助金制度への反映について

補助金の執行率を向上し、補助を必要とする市場業者に対して補助が十分に

実施されるためには、補助金の内容や金額規模が市場業者の需要に適合している必要があると考えられる。都では、経営相談等において市場業者から相談を受けており、補助金制度に係る相談も多くなされている。

市場業者のニーズをより効果的かつ効率的に分析する手法として、個々の相談記録に含まれている情報（金額規模、コーポレートコミュニケーション化や輸出強化といった具体的な事業内容等）をデータベース化し、相談内容がどのように変わってきているかなども含めて分析することで、市場業者の需要を把握することが考えられる。

需要に応じた補助金制度の見直しを、より効果的かつ効率的に行い、補助金制度がより有効に活用されるべく、経営相談等の内容をデータベース化するなど、より詳細に集計・分析して、その結果を補助金制度の内容に反映させたい。

#### （エ） 補助事業の実績報告書の受領状況について

地方卸売市場管理衛生費補助金は、その補助金交付要綱第 13 に、「補助事業の期間が終了したとき又は市場を廃止したときは、その事実のあった翌日から起算して 10 日以内に、当該補助事業の実績報告書を知事に提出しなければならぬ。」と規定しているため、その実績報告書の受領が補助事業期間の終期から 10 日以内になされているか確認したところ、令和 4 年度分の全ての報告（5 件）について、事業期間終期が 2 月 28 日のところ、実績報告書の提出が 3 月 24 日であり、提出期限を超過して実績報告書が提出されていた。

#### （意見 2－5） 補助金交付要綱に定めた資料の提出期限遵守について

地方卸売市場管理衛生費補助金について、その補助金交付要綱に定める提出期限を超過して実績報告書が提出されていた。

補助事業の実施完了から実績報告書提出までの期間の定めは、都において適時の会計処理等が行えるよう設けられたものであり、地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱第 18（3）では、要綱に基づく命令に違反した場合には交付決定の取消しができるとの規定も定めており、遵守されるよう補助金交付要綱に基づき、補助事業者者に指導されたい。また、当該期間内の提出が実務上困難な場合は期間の見直しを行うなど、補助金交付要綱の改定も検討されたい。

#### （オ） 補助金交付申請に係る標準処理期間について

地方卸売市場管理衛生費補助金、地方卸売市場施設整備事業費補助金及び地方卸売市場地域貢献事業補助金について、窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱別表 12 の 11 項から 13 項に、それら補助金についての標準処理期間がそれぞれ 20 日、25 日、7 日と定められているが、申請書類に受領印を押す等、受

領日の把握がなされておらず、その処理期間が不明であった。

#### （意見 2－6） 補助金交付申請に係る標準処理期間について

地方卸売市場管理衛生費補助金、地方卸売市場施設整備事業費補助金及び地方卸売市場地域貢献事業補助金は、窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱に標準処理期間の定めがある。

実際の運用においては、書類の受領日の把握方法はそれぞれで異なっており、受領後、直ちに処理するために、個々の受領日は把握していない場合や、日付順でファイルリングを行うなどの対応を取っているものもあった。

標準処理期間内で処理されたかの記録の残し方としては、受領資料に受領日を記載することが考えられる。

標準処理期間は、不当に処理を遅延されることによる申請者の不利益を防止するために定めたものであり、その定めがある補助金であれば、受領日を把握することで処理期間を客観的に認識できるよう、明確に記録されたい。

#### （カ） 補助金交付申請の正確な審査について

令和 4 年度に交付決定された補助金の審査にかかる補助金交付申請書、交付決定の起案文書等の一連の資料及び該当の補助金交付要綱を閲覧したところ、「みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金」に係る交付決定について、全審査委員のうち 1 名による評点の合計点数が誤って計算されており、誤った点数に基づき交付決定がなされていたものが 1 件検出された。

#### （指摘 2－1） 補助金交付申請の正確な審査について

令和 4 年度に交付決定された補助金の審査にかかる補助金交付申請書、交付決定の起案文書等の一連の資料及び該当の補助金交付要綱を閲覧したところ、「みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金」に係る交付決定について、全審査委員のうち 1 名による評点の合計点数が誤って計算されており、その点数に基づき交付決定がなされていた。

審査委員の評点は補助金交付の可否に直接影響するものであるため、交付決定の基礎となる点数計算を正確に実施されたい。例えば、審査項目は網羅的に検討されたか等、交付決定の際に改めて確認すべき項目をリスト化し、確認作業が正確に行われるような仕組み作りを検討されたい。

#### （キ） 補助金交付申請内容の検討状況について

都では、事業者から補助金交付申請書を受理した際、当該申請に係る書類について、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に疑義がないかに

ついて審査を実施している。

「千客万来施設事業用地（５街区）を活用した賑わい創出事業補助金」交付申請に関する審査について、補助金交付申請書の内容を閲覧し、申請された内容の検討過程をヒアリングした。

補助金交付申請書に添付されているリース契約の見積書を閲覧したところ、内訳明細書には複数の費用について記載があったため、個々の費用が交付対象経費に該当するか、要綱との照合を行った。

補助金の対象となる経費は、下記施設・設備の設置に要する経費のうち、リース契約に要する経費である。

補助対象施設等（「千客万来施設事業用地（５街区）を活用した賑わい創出事業補助金交付要綱」別表第１より抜粋）

- ・建物
- 建物本体（設置に係る設計、工事費用等含む。）
- ・建物に付随する設備
- 建物本体の運用に必要なインフラ設備、消防設備、空調設備、その他法令に適合するために必要な設備等（設置に係る設計、工事費用等含む。）
- ・飲食・物販店舗に設置する設備
- 冷蔵庫・冷凍庫、厨房設備、什器等（設置に係る設計、工事費用等含む。）

見積書には、「企画・デザインレーション費」という名目の経費が記載されていた。交付決定の記録を閲覧したところ、「千客万来施設事業用地（５街区）に設置する仮設場外マルシェ事業に係る経費であり、補助事業の目的に合致している」との一文をもって交付が決定されており、要綱上の交付対象経費のいずれに該当するかが不明瞭であったため、当該経費について、補助金交付要綱に沿った経費であるかどうかの検討状況を担当者に追加的に質問した。その結果、当該経費については、「施設整備を含む企画提案に係る経費を企画・デザインレーション費と捉え、具体的な内装やしつらえなど、事業の趣旨に沿ったものかどうかを確認し、対象経費に含まれるものと判断した」との説明を受けた。

（意見２－７） 補助金交付申請内容の検討過程の記録について

「千客万来施設事業用地（５街区）を活用した賑わい創出事業補助金」交付申請に関する審査について、補助金交付申請書の内容を閲覧し、申請された内容の検討過程をヒアリングした。

見積書には、「企画・デザインレーション費」という名目の経費が記載されていた。交付決定の記録を閲覧したところ、「千客万来施設事業用地（５街区）に設置す

る仮設場外マルシェ事業に係る経費であり、補助事業の目的に合致している」との一文をもって交付が決定されていた。しかし、要綱上の交付対象経費は、施設や設備すなわちモノ自体のリース契約にかかる経費が対象になっているように読め、補助対象経費のいずれに該当するか不明瞭であったため、企画・デザインレーション費について、補助金交付要綱に沿った経費であると判断した理由を担当者に追加的に質問した。その結果、「当該経費は建物のデザインに関する経費であり、施設整備を含む企画提案に係る経費を企画・デザインレーション費と捉え、具体的な内装やしつらえなど、事業の趣旨に沿ったものかどうかを確認し、対象経費に含まれるものと判断した」との説明を受けた。

しかし、「企画・デザインレーション費」自体が、個別にも補助金の趣旨と照らして適切な経費であるかどうかの判断については、検討の証跡が確認できなかった。判断結果自体に異を唱えるものではないが、上記の考え方も、調査の結果よくよく判明したものであり、同様の事例が今後生じた場合に同様の判断となるのか、記録上はつきりしないという懸念が残った。

当該事業に係る運営費は補助金で賄っていることから、補助金の趣旨に反する項目が含まれていないかどうかの検討は重要である。特に、補助金対象として合致しているかどうかについて名称などで明示的でないものについては、当該経費の適切性を判断した担当者・関係者の記憶が鮮明であるうちはよいが、時間の経過とともに説明が困難になり、後付けで判断当時とは異なる説明をしてしまう懸念がある。そのため、補助金の趣旨に合致していることが名称などで明示的でないものについては、内容の説明を記載しておくことが望ましい。どこまでが明示的でないかは、その都度の判断にはなるが、事後的な検証や説明の根拠となるよう、実際の判断過程で内容を確認したり、認められるか議論があったポイントについて、記載を残しておくことが有用と考えられる。取扱いを検討されたい。

## （２） 経営支援策

### ア 概要

市場業者への経営支援の手段の二つ目は経営支援策であり、その内容は以下のとおりである。

### （ア） 経営相談

市場業者や業界団体の経営課題等に対して、専門家による相談対応を行う。令和４年度の専門家としては、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士及び食品衛生コンサルタントを置いている。

### （イ） 講師派遣

市場業者等が組織する組合又は団体が主催する研修会等に対して、講師を派遣する。

(ウ) 経営アドバイザー活用による働きかけ強化等

経営の専門家による定期的な各場訪問等、伴走型の支援対策を整備するとともに、市場業者向けの情報誌の発行や、都が主催する経営セミナー等に専門家の知見等を活用することで、情報発信力を強化する。

経営アドバイザーは中小企業診断士及び公認会計士が所属する法人に委託している。

表Ｃ－１－２ 令和４年度の経営支援策の実績一覧

| 支援策名     | 実施回数 | 内容                     |
|----------|------|------------------------|
| 経営相談     | ５回   | 事業税負担の軽減に向けた株式会社減資等    |
|          |      | 損益管理及び財務内容の改善に向けた取組    |
|          |      | 新規加工場整備にかかる品質衛生管理      |
|          |      | 仲卸店舗における品質衛生管理の強化      |
|          |      | 年次有給休暇の取得義務や従業員退職時の対応等 |
| 講師派遣     | ３回   | 電気料金と省エネへの取組           |
|          |      | 経営改善に関するセミナー<br>労働セミナー |
| 経営専門家の訪問 |      |                        |
| 訪問回数     | ５６回  | (オンライン対応含む)            |
| 対応案件数    | ８７件  |                        |

都提供資料より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営相談等の体制について

都では、専門家が市場業者に対して経営相談や定期訪問を行うことで、個々の市場業者の相談内容に対応し、経営改善につなげる取組を実施している。ＰＤＣＡサイクル上、その相談内容を集約分析し、市場業者の課題を理解し、経営支援の内容に取り込むべきものがないか検討することも重要と考えられる。

また、経営相談に対応する専門家としては、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント、弁護士を委嘱している。経営計画には、「ＤＸの推進等による市場業務の効率化」を掲げているものの、データやデジタル技術等に関して高度な専門性を有し、それらを活用してビジネスの変革を図るＤＸの専門家については、配置していなかった。

(意見２－８) 市場業者からの相談内容の整理分析と事業への反映について  
補助金以外の経営支援策の効果的な実施についても、ＰＤＣＡサイクルを回して、市場業者からの相談内容を集約分析する必要があると考えられるところ、都では、相談件数及び内容等を一覧化し、分析を行っていた。しかしながら、個別の相談票を見ないと内容が把握できない状況にあり、必ずしも効果的、効率的な分析に有用な一覧表とはなっていないかった。

市場業者からの相談内容等についての整理分析を一層効果的なものとするため、どのような事業に対して相談が多いのか等、より多様な情報をデータベース化する等して把握した上で、今後の経営支援の内容等に反映することは、市場業者の課題をより理解した経営支援策の実施に資すると考えられるため、その仕組みを検討されたい。

(意見２－９) 市場業者のＤＸ化推進に向けた取組について

現在、注文情報を紙で管理しているものを電子化することで、同じ内容を複数の書類に記載する手間の削減ができたり、商品情報を電子化し、ウェブ販売を可能とすることで新たな販路を開拓できたりするなど、ＤＸ化には大きなメリットがあると考えられる。

経営計画ではＤＸ化を推進しており、補助金制度の中にＤＸ推進枠も設けている。その一方で、経営相談及び経営アドバイザーについては、データやデジタル技術等について高度な知識を有するＤＸの専門家を配置していない。ＤＸ化は専門知識を要するため、高度な知識を有する専門家が更なる需要を掘り起こしていくことも有用と考えられる。

経営相談の窓口としてＤＸの専門家（我が国のＤＸ化推進については推進協会が存在し、中小企業診断士等の専門家が注力している。）を配置し、専門家を通じたセミナー・研修の実施や、中央卸売市場所管のもののみならず、都やその他利用可能な助成金制度の紹介等を行うことにより、市場業者からの相談を喚起することで、経営計画の目標の一つである「ＤＸの推進等による市場業務の効率化」達成に資すると考えられるため、実施を検討されたい。

Ⅲ 市場の業務管理について

1 財産管理

(1) 固定資産の管理

ア 概要

中央卸売市場会計の令和4年度決算では、有形固定資産 697, 198 百万円 (帳簿価額)、無形固定資産 49 百万円が計上されている。上記の固定資産は、主に市場用地、市場建物及び冷蔵設備等により構成されている。

固定資産の管理については、東京都中央卸売市場財務規則の第6章に規定されている。

同規則によると、固定資産を取得する際には、固定資産取得伝票とそれに基づく振替伝票の作成を行うこととしている (第89条)。

固定資産の売却、撤去及び廃棄についても、固定資産減少伝票とそれに基づく振替伝票の作成を行うこととしている (第93条)。

償却資産の減価償却は、定額法により毎事業年度に行い、その整理は、有形固定資産については間接法、無形固定資産については直接法によるものとしている (第97条)。

固定資産台帳の登録については、直接、同規則で規定されていないが、取得時に作成される固定資産取得伝票の内容に基づいて、管理部財務課が固定資産管理システムに登録を実施している。登録された固定資産のうち、「車両運搬具」及び「器具器具備品」については固定資産管理簿を作成し、各市場に配布するとともに、テプラ等による備品シールを貼付して管理を行うこととしている。

固定資産台帳への登録及び取得、減価償却、除却の会計処理は、管理部財務課で一括して行われており、各市場は直接関与する運用とはなっていない。また、各市場で行われる工事の中には、金額基準又は市場共通の工事の効率性の観点から、本庁で起工するものもある。

同規則第103条で、諸表報告として管理部長は、毎事業年度経過後に固定資産明細書等を作成し、市場長に報告する旨の規定があり、決算期の会計事務取扱要領には、「各課、各市場の所管する固定資産については、現物と固定資産管理簿を調査照合の上、相違がある場合は速やかに必要な措置を行う」旨の記載がなされているが、有形固定資産の実査は、定期的に行われている部署もあるが、部署ごとに確認内容の程度に相違がある状況である。なお同規則第113条で、固定資産の出納管理について自己検査を行う旨が規定されているが、こちらも現物確認は必ずしも行われているわけではなく、その場合は、固定資産管理簿と固定資産明細書との整合性確認にとどまっている。

地方公営企業の財政状態及び経営成績は財務諸表によって表され、適切な料金設定や老朽化対策といった経営に関する意思決定等に影響を与える。中央卸

売市場会計における固定資産の残高は総資産の6割を占めているため、その管理及び会計処理が財務諸表に与える影響は大きく、適切な業務執行に特に留意する必要がある。

イ 監査の結果

(ア) 固定資産の現物の実在性について

固定資産台帳に登録のある資産について、その実在性及び管理状況を確認める観点から、本庁及び各市場に所在する63件について、有形固定資産台帳と現物との整合性を確認した。

上記の手続の結果、以下の資産については現物の所在が確認されなかった。

| No. | 所管 | 資産番号      | 固定資産名称          | 取得価額 (円)     |
|-----|----|-----------|-----------------|--------------|
| 1   | 板橋 | I54-1-2   | 冷蔵設備            | 2, 939, 383  |
| 2   | 食肉 | Aa52-11-4 | 火災報知設備          | 404, 413     |
| 3   | 食肉 | Aa54-1-1  | 第2冷蔵庫冷凍機設備      | 29, 140, 955 |
| 4   | 食肉 | Aa54-1-2  | 冷凍機受液保護装置       | 281, 247     |
| 5   | 食肉 | Aa53-13-1 | 仮設排水設備          | 983, 716     |
| 6   | 食肉 | Aa55-13-1 | トロリー掛け          | 54, 750      |
| 7   | 豊洲 | N7-12-2   | カラーテレビ          | 447, 500     |
| 8   | 豊洲 | N7-12-3   | カラーテレビ          | 298, 721     |
| 9   | 豊洲 | N7-12-4   | カラーテレビ          | 280, 000     |
| 10  | 豊洲 | N7-16-2   | AED (自動体外式除細動器) | 221, 000     |
| 11  | 豊洲 | N7-16-3   | AED             | 88, 500      |
| 12  | 本庁 | AA55-15-2 | 入荷量表示装置 (水産物部)  | 18, 298, 433 |
| 13  | 本庁 | AA55-15-5 | 入荷量表示装置 (水産物部)  | 725, 095     |
| 14  | 足立 | C42-6-3   | 万年壺             | 273, 530     |
| 15  | 足立 | C42-13-8  | フエンス            | 1, 858, 269  |
| 16  | 足立 | C52-9-1   | 信号設備            | 133, 802     |
| 17  | 淀橋 | G41-1-1   | コンクリート舗装        | 5, 835, 384  |
| 18  | 淀橋 | G53-12-1  | 給水設備            | 62, 100      |
| 19  | 淀橋 | G53-14-1  | 排水設備            | 2, 278, 900  |
| 20  | 淀橋 | G55-4-3   | 冷暖房設備           | 3, 764, 537  |
| 21  | 淀橋 | G7-4-1    | ワイヤレスアンテナ       | 220, 300     |
| 22  | 本庁 | AA7-6-14  | パソコン            | 350, 000     |

また、「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分の固定資産（不動産）については、固定資産管理簿が作成されておらず、ラベル管理による所在の把握が十分になされていない。「車両運搬具」及び「工具器具備品」についても、ラベルの貼付の有無には市場ごとで運用の違いが見受けられ、固定資産台帳に登録のある資産と現物の照合が即座にできない状況も識別された。

豊洲市場の以下の資産については、その部品である工業用水中ポンプ外3点の買入れに伴い、使用中の同ポンプを廃棄したとして、買入れ額と同額の資産を除却する会計処理をしていた。しかし、ヒアリングの結果、廃棄していないことが判明した。これは、使用中のポンプと買入れたポンプを定期的に交換することと効率的かつ長期的な利用を行うという現場の運用が、管理部財務課により把握されていなかったことを要因としている。

| No. | 所管 | 資産番号      | 固定資産名称             | 取得価額（円）    |
|-----|----|-----------|--------------------|------------|
| 1   | 豊洲 | N42-22-43 | その他のもの（さく井）地下水揚水設備 | 16,699,799 |

同様に豊洲市場の以下の資産については、設備の一部を取替更新するものであったが、元の資産が特定できないという理由で、旧設備の一部除却の処理が実施されていなかった。

| No. | 所管 | 資産番号   | 固定資産名称  | 取得価額（円） |
|-----|----|--------|---------|---------|
| 1   | 豊洲 | N7-8-4 | コンプレッサー | 960,000 |

（意見3－1）有形固定資産の現物実査について

中央卸売市場財務規則において、固定資産の現物実査を実施することは明文化されていないが、決算期の会計事務取扱要領には、「各課、各市場の所管する固定資産については、現物と固定資産管理簿を調査照合の上、相違がある場合は速やかに必要な措置を行う」旨の記載がなされている。しかし、本庁及び各市場においては、「車両運搬具」及び「工具器具備品」（動産）について固定資産管理簿を作成しているものの、それらの現物実査は、定期的の実施されている部署もあるが、部署ごとに確認内容の程度に相違がある状況である。また、「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分は現物実査の対象とされていない。

今回、監査人による現物確認手続を実施した63件のうち、22件の資産の実在性が確認できなかった。これは手続の対象外となった市場又は固定資産においても、同様の事例が存在することを示唆している。

固定資産の現物実査により、当該資産の実在性及び利用状況を定期的に確認するとともに、正常に機能するか否かを確認することは、資産の維持管理、ひい

ては適切な財務諸表の作成上、必要である。また、その対象は基本的に全ての固定資産としなければ、上記の維持管理上の目的を十分に達成することはできない。したがって、定期的な実査を行うことを検討されたい。

（指摘3－1）有形固定資産の除却漏れについて

監査人による固定資産の現物実査の結果、22件の資産の実在性が確認できなかった。

当該資産について、1件は耐用年数にわたり償却計算が続き、残り21件は償却後の残存価額が財務諸表に計上される状態であるため、本来あるべき費用と収益の対応を歪めることとなっている。

したがって、速やかに除却に係る手続により、台帳登録の正及び除却の会計処理を実施されたい。

（指摘3－2）有形固定資産の除却の誤計上について

豊洲市場の固定資産（その他のもの（さく井）地下水揚水設備）について、その部品の買入れに伴い、使用中の部品を廃棄したとして、会計上、除却処理をしていたが、実際には廃棄していなかった。これは、使用中のポンプと買入れたポンプを定期的に交換することで効率的かつ長期的な利用を行うという現場の運用が、管理部財務課により把握されていなかったことを要因としており、本来は資本的支出のみが計上されるべきであった。

固定資産の除却の誤計上は、正確な財務書類等の作成に支障を来すものであるため、管理部財務課と各市場は緊密に連携を取りながら、利用の実態や廃棄の事実を十分に確認した上で、会計処理を実施されたい。

（指摘3－3）固定資産の一部除却について

豊洲市場において固定資産の実査及びヒアリングを実施したところ、固定資産（コンプレッサー）について、既存設備の一部取替品であるものの、令和4年度の取得の際に新規資産として登録した旨の回答を得た。

既存の設備の取外しと交換が実施されているため、固定資産台帳上、取り替えた既存設備の一部除却を行うことが必要と考えられる。しかし、当該取替対象資産が特定できないために、除却処理を行っておらず、固定資産の簿価が過大となってしまう。

設備の現物が実在している中で、当該資産が台帳上のいずれの資産であるか特定できないということは通常想定し得ない状況であり、速やかに当該資産の特定を実施の上、帳簿価額は正されたい。